

運用開始

平成31年 4月1日

違反対象物の

公表制度が始まります



違反対象物 公表制度とは

建物を利用する人の安心・安全のため重大な消防法令違反のある建物を高砂市(消防本部)のホームページで確認できる制度です。

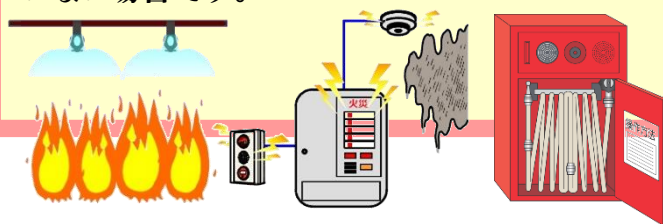
公表の対象となる建物は？

百貨店や飲食店・物品販売店など、不特定多数の人が利用する建物、病院や社会福祉施設など一人で避難することが困難な人が利用する建物です。(特定防火対象物)



公表の対象となる違反は？

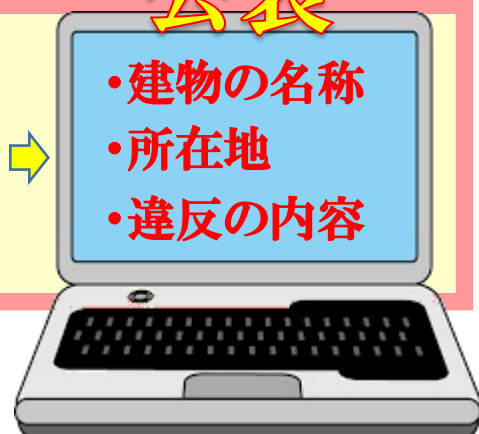
消防法に基づき設置しなければならない消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が一切設置されていない場合です。



公表までの流れ

公表

- ・建物の名称
- ・所在地
- ・違反の内容



消防機関による
立入検査実施

査察結果
通知書の交付

関係者に対する
公表の事前周知

査察結果の通知
から十四日経過
した日において
も、なお違反が
認められる場合

建物関係者の皆様へ

建物の増築や接続又はテナントが入れ替わる用途変更により、公表の対象となる設備が必要となる場合があります。このような変更を検討されている場合は事前に消防本部予防課に相談してください。

問い合わせ先

■高砂市消防本部予防課

☎079-448-4019

✉ tact6020@city.takasago.lg.jp

